

## 実施計画申請書等提出先一覧表

- 1 実施計画承認申請書の提出先は、次に掲げる課及び土木事務所（以下「課等」という。）とする。ただし、当該申請書の審査について、課等以外の課室又は事務所等に関係があると認められる場合は、これらの課室又は事務所等も提出先とする。

部局名等	課名
知事直轄組織	総合政策課
くらし・環境部	住まいづくり課、建築安全推進課、自然保護課、廃棄物リサイクル課、生活環境課、水資源課、盛土対策課
スポーツ・文化観光部	文化財課
経済産業部	エネルギー政策課、企業立地推進課、食と農の振興課、農地計画課、農地調整課、森林保全課、水産資源課
交通基盤部	道路企画課、道路保全課、河川企画課、砂防課、景観まちづくり課、公園緑地課、土地対策課
土木事務所	当該土地利用事業の施行区域を所管する土木事務所の都市計画課

- 2 ただし、次の表の右欄に掲げる事業については、事業者より左欄に掲げる課へ、申請書等の提出が不要であることを事前に確認している場合は、提出は必要ないものとする。

課名	申請書等の提出を必要としない事業
住まいづくり課	住宅の建設に関連のない事業
エネルギー政策課	太陽光発電設備の設置に関連のない事業
企業立地推進課	工場又は研究所の建設に関連のない事業
食と農の振興課	農薬使用に関連のない事業
農地計画課	施行区域内に農業農村整備事業の対象となった農地が存在しない事業
農地調整課	施行区域内に農地（現況農地を含む。）が存在しない事業
水産資源課	放流先の河川又は沿海等に漁業権を有する利害関係者が存在しない事業
公園緑地課	緑地協定の締結又は都市公園（市町による管理が予定されているものを含む。）の設置に関連のない事業 施行区域が風致地区外の事業

- 3 次の表の右欄に掲げる事業については、左欄に掲げる課への申請書等の提出を必要とする。

課名	申請書等の提出を必要とする事業
公共用地課	施行区域内に国土交通大臣所管の国有財産である法定外公共物が存在する事業